

令和7年度第1回
東京都私立学校助成審議会
会議録

令和7年5月19日（月）
都庁第一本庁舎42階 特別会議室B

午後 3 時30分開会

○荒井会長 定刻になりましたので、令和 7 年度第 1 回の「東京都私立学校助成審議会」を開会いたします。

本審議会の会長を務めさせていただいております荒井でございます。

本審議会は、私立学校への経常費補助金に関する配分の基本方針や私立学校の振興助成に関する重要事項について御審議いただき、東京都が行う助成の適正化及び効率化を図ることを目的としています。

これは昨年度も申し上げたことですが、私立学校は公教育において大変大きな役割を果たしております。すなわち、日本国憲法26条で規定されている教育を受ける権利、最高裁判所大法廷の1976年判決を踏まえて言えば、生徒の学習をする権利を国公立などの学校とともに実現していく役割を担っています。

本審議会は、このように公教育の一翼を担っている私立学校に対して、私立学校法1条において規定されている私立学校の自主性を重んじながら、助成の在り方を審議するものであり、その役割は極めて重要であると認識しております。皆様の御協力を得まして、審議を進めてまいりたいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

開会に当たりまして、傍聴人の皆様一言申し上げます。傍聴人の皆様におかれましては「東京都私立学校助成審議会の公開に関する要綱」の定めるところに従い、議事の進行を妨げることをないようお願いいたします。

なお、当審議会は原則公開とし、議事録は都のホームページに掲載させていただきますことを御了承願います。

それでは、まず本日の会議資料の確認について、事務局よりお願いします。

○伊与私学振興課長 事務局の私学振興課長の伊与でございます。

本日はペーパーレス会議のため、資料はタブレット内に御用意しておりますが、画面では資料の確認が難しい場合には、紙の資料も御用意しておりますので、遠慮なくお申し出ください。

それでは、お手元のタブレットを御覧ください。

本日は、資料を1つのファイルにまとめておりまして、1ページ目の「会議次第」の下に記載のとおり「委員名簿」「諮問文の写し」「審議事項の説明資料」「学校種別配分方法」「令和6年度私立学校助成予算の執行状況」「令和7年度私立学校助成予算一覧」「東京都私立学校助成審議会条例他関係資料」の7点でございます。

続きまして、タブレットの使用方法を御説明いたします。

タブレットの右上で同期と非同期を変更することができます。

同期が選択されている場合には、私の説明に合わせて資料が自動的に表示されます。

非同期が選択されている場合には、画面にタッチして右から左にスライドしていただきますと、御自身で確認したいページを御覧いただけます。

また、タブレットを傾けていただければ、縦横が自動的に切り替わります。

画面表示の大きさを変更したい場合には、画面にタッチした指を広げたり縮めたりしていただければ、拡大や縮小が可能です。

説明は以上でございます。

○荒井会長 次に、当審議会の開会要件であります定足数について、事務局より報告をお願いします。

○井上私学部長 私学部長の井上でございます。今年度着任いたしました。よろしくお願いいたします。

それでは、定足数について御報告申し上げます。

本日は15名の委員のうち、12名の委員が出席しておられます。東京都私立学校助成審議会条例第7条第1項に定められております定足数に達しておりますので、本日の審議会は有効に成立していることを御報告いたします。

○荒井会長 ありがとうございます。

次に、当審議会の委員に変更がございましたので、事務局から御紹介いただきたいと思います。また、あわせて都側の出席者も御紹介願いたいと思います。

○井上私学部長 それでは、委員の変更について御報告申し上げます。

令和6年10月4日付で都議会議員の藤井あきら委員が退任されました。

新たな委員を御紹介させていただきます。

都議会議員の龍円あいり委員でございます。

続きまして、現委員の御紹介をさせていただきます。

会長で東京都立大学名誉教授の荒井文昭委員でございます。

会長代理で学校法人八雲学園理事長の近藤彰郎委員でございます。

都議会議員の福手ゆう子委員でございます。

都議会議員の風間ゆたか委員でございます。

聖心女子大学現代教養学部教授の大槻奈巳委員でございます。

株式会社中日新聞社東京新聞編集委員の増田恵美子委員でございます。

弁護士の宮川倫子委員でございます。

学校法人富士見丘学園理事長の吉田晋委員でございます。

学校法人藤華学院理事長の嵯峨実允委員でございます。

東京私立初等学校協会顧問の重永睦夫委員でございます。

学校法人慈光学園理事長の五島満委員でございます。

なお、都議会議員の川松真一朗委員、同じく都議会議員の谷村孝彦委員、明治大学文学部教授の加藤尚子委員のお三方におかれましては、本日は御都合により欠席されております。

続きまして、都側の出席者を紹介させていただきます。

蜂谷生活文化局次長でございます。

伊与私学振興課長でございます。

瀬戸私学行政課長でございます。

岩下企画担当課長でございます。

尾山私学振興課課長代理でございます。

次に、今年度新たに発足した連携支援課の出席者を御紹介いたします。連携支援課では、新規事業として実施いたします、私立学校教員の奨学金返還支援等の業務を所管してございます。

松井連携支援担当部長でございます。

伊藤連携支援課長でございます。

大川事業調整担当課長でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○荒井会長 ありがとうございます。

それでは、ここで、蜂谷生活文化局次長から御挨拶がございます。

○蜂谷次長 生活文化局次長の蜂谷でございます。

東京都私立学校助成審議会の開催に際しまして、本来であれば、生活文化局長の古屋から御挨拶を申し上げるところでございますが、本日は公務の都合で急遽欠席となりましたので、私から御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、御多用中にもかかわらず、当審議会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日頃より、東京都の私学行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

東京の私立学校は、それぞれの建学の精神に基づく個性豊かな教育活動を展開しており、公教育の担い手として大きな役割を果たしております。

都はその重要性に鑑み、私学振興を都政の最重要課題の1つとして位置づけ、経常費補助をはじめとする私学助成事業を実施しております。今年度の都の私学助成予算は、総額で2800億円超を計上しておりまして、そのうち経常費補助は1300億円超となっております。都としては、今後も引き続き私立学校に対する振興施策の充実に努めてまいります。

本日は、私立学校の振興施策の基幹となります令和7年度の経常費補助金の配分方針につきまして御審議いただき、答申を賜りたいと存じます。委員の皆様方には、ぜひとも活発な御議論をいただきますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

○荒井会長 ありがとうございます。

本日の審議の流れですが、初めに審議事項である諮問について、次に報告事項について、そして最後に答申となります。

それでは、これより審議事項に移らせていただきます。

「令和7年度私立学校経常費補助金の配分方針について」を議題といたします。

当審議会に対しまして、令和7年5月12日付で、知事から「令和7年度私立学校経常費補助金の配分方針について」の諮問がございました。

「諮問文の写し」については、資料のとおりです。

本題につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○伊与私学振興課長 それでは、諮問内容を説明させていただきます。

資料の1ページ目を御覧ください。「令和7年度私立学校経常費補助金の配分方針」でございます。

1の「目的」ですが、私立学校経常費補助金は、教育条件の維持・向上、児童、生徒の修学上の経済的負担の軽減、さらに私立学校経営の健全性を高めることをもって、私立学校の健全な発達に資することを目的としております。

次に、2の「配分の考え方」ですが、1の目的を達成するため、配分の基準や評価の項目について、様々な要素を組み入れ、補助効果を最大にするように努めております。具体的には、次のページ以降で御説明をさせていただきます。

2ページ目、概観図をお示ししておりますが、御覧のように経常費補助金は一般補助と特別補助の2つに分けて算定をして、その合計額が各学校の補助額となります。

まず、一般補助ですが、これは各学校に共通した学校運営費を対象にしたもので、高等学校、中学校、小学校、幼稚園の学校種ごとに学校割、学級割、教職員割及び生徒割の4つの区分の補助単価を設定しまして、各学校の規模に応じて補助額を算定し、交付するものでございます。その際、各学校に一律に交付するのではなく、先ほどの補助目的を十分勘案して、いくつかの評価項目を設けておりまして、その達成度に応じた評価を加味して配分することとしております。そのために、評価係数を設けておりますが、これについては後ほど説明をさせていただきます。

次に、特別補助ですが、特定の施策を実施するための配分でございます。各学校の取組の実績に応じて交付しております。下段の表に記載のとおり、高等学校、中学校、小学校で7項目、幼稚園でも7項目の事項について、実績に基づき配分しております。

なお、これら一般補助と特別補助の関係でございますが、まず特別補助の配分額を先に決定しまして、予算額から特別補助を除いた額を一般補助の配分額としております。

次の3ページでは、経常費補助の具体的な配分方法について、学校種ごとに説明をさせていただきます。

資料の「学校種別配分方法」を御覧ください。

「私立高等学校経常費補助」でございます。(1)一般補助ですが、アの補助単価につきましては(ア)の学校割単価、(イ)の学級割単価及び生徒割単価は、学級規模や学科の内容によって御覧のように単価の補正を行うこととしております。また(ウ)の教職員割単価は、記載のとおりとなっております。

次の4ページ、イの基礎数値につきましては、御覧のとおりとなっております。

ウの評価係数ですが、先ほど触れましたように、補助金を基礎数値だけを基に配分するのではなく、一定の評価基準を設けて、より補助の目的に沿ったメリハリのある配分にしていこうとするものでございます。具体的には、次の5ページの表のとおりで、評価要素

といたしましては、保護者負担、教育条件、財務状況の大きく3つに分けて設定をしてございます。

次に、6ページ(2)特別補助でございます。これは冒頭に触れましたように、基礎数値のみで配分するのではなく、各学校における取組を促したい事項についてプラスの配分を行うものでございます。項目といたしましては、アの授業料減免制度から、8ページ目でございますスキの体験学習等特色ある教育の取組補助まで、全部で7項目となっております。

7ページのウの国際化推進補助の(ウ)については、今回諮問をしております配分における変更点となりますので、後ほど詳しく御説明をさせていただきます。

さらに、9ページにお進みいただきまして、(3)には経常費補助の対象経費を記載してございます。人件費支出から教育研究経費、管理経費、設備関係支出など、幅広く補助の対象としてございます。

(4)は使途指定といたしまして、補助金交付額の15%以上を、教育研究支出及び設備関係支出に充てることとしております。これは、補助金が補助目的本来の趣旨に基づき、教育条件の維持・向上のために使用されることをねらいとしているものでございます。

次に、10ページに行きまして、2の「私立中学校及び私立小学校経常費補助」についてでございます。基本的に配分方法については高等学校と同様の仕組みですが、学校割単価の規模の区分については若干異なっておりまして、(1)の表のとおりとなっております。

また、特別補助については、高等学校にあるもの全てが適用されるのではなく、(2)に記載のとおりとなっております。

次に、11ページ、3の「私立幼稚園経常費補助」についてでございます。こちらも基本的な配分の方法は高等学校等とほぼ同様の仕組みとなっております。

次に、12ページになりますが、評価係数の配点について若干の違いがございます。記載のとおりとなっております。

次に、13ページ(2)特別補助では、アの地域教育事業、ウの満3才児受入れ、続いて、次の14ページ、エのティーム保育推進、カの保育体験の受入れ、キの学校関係者評価補助、こういった項目が高等学校と異なる点となっております。

なお、先ほどの13ページのウの満3才児受入れ補助についても、今回諮問しております配分における変更点となりますので、後ほど詳しく御説明をさせていただきます。

次に、15ページに行きまして、(3)と(4)にはそれぞれ補助対象経費と使途指定を記載してございますが、こちらも高等学校とほぼ同様の内容となっております。

以上、配分方法の全体像でございます。

次に、資料の16ページに行きまして、今年度の配分の変更点について、2点御説明をさせていただきます。今回お諮りする1点目の変更点は、高等学校、中学校、小学校を対象とする国際化推進補助のうち、教員海外派遣研修制度整備促進補助の拡充についてでございます。

本特別補助は、平成28年度に、各学校における外国語科教員海外派遣研修制度の創設・拡充を促進することを目的として開始したものでございます。

その後、平成30年度には、対象教員の担当教科を従来の外国語から国語、社会、数学、理科、英語に拡充しております。

国際化が進展する今般、より多くの教員が海外で先駆的な教授法を学ぶことができるよう、今回さらに拡充を図っていきたいと考えております。具体的には、まずこれまで高等学校と中学校のみとしていた補助対象に小学校を追加いたします。次に、対象教員の担当科目を全ての教科に拡充し、英語を母語または公用語とする国に限定していた派遣先についても、全ての国を対象といたします。

さらに、夏休みなどの長期休暇の一部を使って、制度をより利用しやすくなるよう、派遣期間を現在の原則8週間程度から最低2週間以上に短縮することで、より研修に取り組みやすい環境整備を促進していきたいと考えております。

次に、お諮りする2点目の変更点につきまして、17ページを御覧ください。幼稚園を対象とする満3才児受入れ補助の拡充についてでございます。

本特別補助については、満3才児の受入れに対するニーズが高まってきたことにより、平成28年度に開始したものでございます。

制度を開始した当初は、受入れを行う園に対して一律60万円の補助を行ってまいりましたが、令和4年度からこれに加えて、前年度の3月1日時点で在籍する満3才児の園児数に3,000円の補助単価を乗じて得た額を補助してまいりました。

今般、園における受入れ態勢の整備の実態に見合った支援を行うため、本特別補助の単価の見直しを考えております。具体的には、1園当たりの補助単価を30万円とし、引き続き満3才児受入れ制度の導入や継続的な受入れの実施を促進していくとともに、受入れ園児数1人当たりの補助単価を10万円に引き上げることで、受入れ実績に応じたより弾力的な補助を行い、さらに満3才児の受入れを促進していきたいと考えております。

諮問内容についての説明は以上でございます。

○荒井会長 説明ありがとうございました。

それでは、これから審議事項であるこの諮問について、議題としたいと思っております。御意見、御質問などがございましたら、手を挙げてお知らせください。いかがでしょうか。今回は特に2点、例年と違う変更点を説明いただきました。よろしいでしょうか。

宮川委員、お願いします。

○宮川委員 宮川でございます。

国際化推進補助の件について、これは事前に説明いただいたときにも質問した点なのですが、このように英語圏以外でもということはかなり拡大し、しかも科目も全教科ということなので、今まで海外研修があまり利用されていなかったという経緯は承知していますが、あまり漫然と広過ぎててもどういった研修をするのかと疑問に思うこともあります。具体的にこういうところに行ってこういう研修をしたいのだという現場の声があれば教えて

いただきたいと思ひます。

○荒井会長 ありがとうございます。

○伊与私学振興課長 私立学校の学校現場の声というところで、例えばアジア圏ですとか、その他アジア以外の非英語圏についても、指導力や見聞を広めるために派遣先としたいということですか、現在は主要5教科となっていますけれども、それ以外の音楽、美術、体育等の先生についても海外で先進的な教授法を学ぶことができるので、そういった方たちでも利用しやすいようにしたいという御要望をいただいております、そうした声に応えるというところで今回見直しを凶っているものでございます。

○荒井会長 次に、重永委員、お願いします。

○重永委員 東京私立初等学校協会の重永と申します。

今の国際化推進補助に関する教員海外派遣研修の対象に小学校も含めていただけるということについては、厚く御礼申し上げたいと思っております。

それから、宮川委員からお話があった件に関連して、私は東京都市大学附属小学校におったわけですが、こちらはガーナ大使館が近くにあるということもございまして、卒業式に大使をお招きしたりですとか、あるいはガーナの教育に資するために授業を見せてくれないかということで通常授業を見ていただいたりとか、そういう交流をしてきておるところでございまして。そういう点から、ガーナからもぜひ先生たちを派遣してくださいと言われることがございまして、ただ、実際問題はマンパワーの問題で誰も送れないという悲しい現実があるのですけれども、こういう補助制度を拡充していただければ、私どもとしましても一層やる気が出てくるとは思っております。

○荒井会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

福手委員、お願いします。

○福手委員 よろしくお願いします。

私からも1つ確認と意見をさせていただきます。

まず、今回この40万円、特別補助で先生の要件緩和ということなのですが、令和6年度では中学と高校、それぞれ制度を持っている学校がどれくらいあるのか伺ってもよろしいでしょうか。

○伊与私学振興課長 教員の海外派遣研修の制度整備についての実績ということで、令和6年度は中学で26校、高校で31校に対して補助を行っております。

○福手委員 ありがとうございます。

あと、先生を海外の研修に派遣するときの補助として、グローバル人材育成支援事業の補助の中にも教員の海外派遣の補助があると思うのですが、今回とは違う補助ですが、こちらも令和6年度の実績がどれくらいなのか併せて伺っていいですか。

○伊与私学振興課長 グローバル人材育成支援事業補助は、この経常費補助とは別の補助でございまして、内容としては実際に私立学校が先生を海外に派遣したときの渡航経費や現地滞在費、研修受講費等の一部を補助しているものなのですが、実績としては令

和6年度に8校から申請いただいて、8人の方に補助を行っております。

以上でございます。

○福手委員 ありがとうございます。

そんなに利用されていないという感じが分かったのですけれども、教員の海外派遣の実績が少ない原因には、制度が使いづらいということもあるかと思いますが、もう一つは教員の多忙化もあるのではないかと考えています。

それと、今回は先生の件ですけれども、生徒さん側から見ると、生徒が行くというときの補助があっても、今の状況ですと円安や物価高で予算が上がっている中で、家計の状況で海外研修に行かせることができる生徒も限られているのではないかと推測しています。

今回の制度の拡充は、本当に力を入れようと取り組んでいる学校に要件を緩和して使いやすくするという支援なので、必要な変更だと思っています。同時に、教員の多忙化の改善を図ることや、また生徒側では授業料の無償化が進みましたけれども、入学金や施設費など残された部分があって、こうした負担軽減も同時に図っていくことで、より海外研修に行きたいと思っている生徒の要望をかなえることにつながっていくと思いますので、これは意見として申し上げておきたいと思っています。

満3才児のことで、また確認と意見をさせていただきます。

これは幼稚園の満3才児の受入れの実態に合わせた支援ということで見直しがされていくのですけれども、またこれも確認させてほしいのですが、幼稚園で満3才児のクラスを持っているところが令和6年度ではどれくらいあるのかと、あわせて今回1園当たりの補助単価となる30万円と、大きな引き上げとなる園児1人当たりの補助単価10万円について、この金額の根拠をお聞きしてもよろしいでしょうか。

○伊与私学振興課長 2点御質問いただきまして、まず満3才児の受入れを実施している園がどのくらいあるのかというところでございます。規模感でいいますと、令和6年度は経常費を受けている私立幼稚園のうち約36%の園で満3才児保育を実施している状況でございます。具体的な園数でいうと416園中151園となります。

次に、金額の算定の考え方のところでございますが、こちらは一般補助の学級割や教職員割等の単価を参考にいたしまして、満3才児保育に係る園児1人当たりの経費を勘案して算出したものでございます。

以上になります。

○福手委員 ありがとうございます。

これは本当に預けたい保護者のニーズと、それに応えたい、拡充していききたいという幼稚園のニーズ、この両方があると思いますけれども、その際、満3才児を受け入れるときには、まだ子供が小さいので余分に保育士の人手がかかる、そういう人件費がさらに必要になるというための補助になりますから、園児1人当たりの補助単価が3,000円から10万円に大幅に拡充されるというのは、園の運営や人件費の面でも本当に大事な拡充支援になっていると思えました。

引き続き現場の声を反映してよりよい制度にしていただきたいという要望を含めて、私の発言といたします。ありがとうございます。

○荒井会長 ありがとうございます。

それでは、五島委員、お願いします。

○五島委員 ただいま満3才児の実態をお聞きくださいます、大変ありがとうございます。

御説明がございましたように、今は大変な乳幼児の出生数の減少、それから大きな少子化の中で、委員御指摘のように幼稚園、私立幼稚園でも旧来までは学齢3才というところをメインに保育、教育をしていたところがございますが、先ほど伊与課長から御説明がございましたように、平成27年のところから3才になったその満3才の翌日から幼稚園に就園できるというこの制度は、いわゆる学齢として学年を仕切っていく学校体系から、非常に新たに先ほど委員がおっしゃった保護者の皆様方の支援にも資する部分が大変大きいものと思っております。

東京都におかれましては、この満3才児保育の推進に加え、多様な他者との出会いの促進を進めるという、いわゆる3才未満児へのアプローチも始めてくださっていることをごさいます、そういう点では、幼稚園におきましても学齢3才未満のお子様方が私立幼稚園、認定こども園の教育施設、環境に触れていく園を拡充していただけるものと思っております、誠にありがたく思っております。

数年ぶりに保育所での配置も改定をされたのと同様に、先生御指摘のように2才と3才のちょうど中間、学齢3才の中間というところがございます、本当にそういう点では人手、配置も非常にかかるということをこちらでも思っております、このたび基本的な補助が減額となりましたけれども、その分在籍数に応じた単価を拡充いただきましたことは本当にありがたいことと思っておりますので、引き続きそのようなニーズに私立幼稚園も幅広く対応できるような啓蒙もしてまいりたいと思うところがございます。ありがとうございます。

○荒井会長 ありがとうございます。

それでは、そろそろまとめに入りたいと思いますが、まだ御質問、御意見を述べられていない方、よろしいでしょうか。

それでは「知事の諮問のとおり配分することが適当である」、基本的には賛同の御意見で、ただし、一部意見があった。特に教員の多忙などについての対応については引き続き意識しながらということが御意見として出されましたので、それを申し添えることにして答申をまとめることにしたいと思っておりますが、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○荒井会長 ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

事務局には、答申書の作成をお願いしたいと思います。

答申書につきましては、報告事項の質疑終了後にお渡しすることとさせていただきます。

続きまして、報告事項である「令和6年度私立学校助成予算の執行状況について」及び「令和7年度私立学校助成予算について」を一括して事務局より報告していただきます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○伊与私学振興課長 それでは、報告事項について説明させていただきます。

報告事項資料1「令和6年度私立学校助成予算の執行状況」を御覧ください。

令和6年度に執行いたしました私立学校助成事業につきまして、おおむねその性格ごとに学校運営に関する助成、保護者負担軽減に関する助成、教職員の福利厚生等に関する助成という3つの区分で、2ページにわたりまして記載してございます。

このうち、学校運営に関する助成については、さらに補助の性格ごとに、経常費補助、運営費補助、施設・設備費等補助、その他補助という4つの区分で記載しております。

表頭にありますとおり、それぞれ予算現額、執行見込額、残額、執行率の順に数値を記載してございます。

なお、執行見込額につきましては、本年3月31日時点の集計数字で、決算値として確定した数値ではないことを御了承願います。

それでは、まず1ページの学校運営に関する助成について説明いたします。経常費補助は、私学助成全体の予算額の約半分を占める基幹的補助でございます。1から6までの小計欄にありますように、予算現額は1268億1800万余円、執行率は99.6%となっております。

続いて、中段の辺り、運営費補助は、7から12までの小計欄にありますように、予算現額は25億8000万余円、執行率は91.1%となっております。

次に、施設・設備費等補助は、13から19までの小計欄にありますように、予算現額は77億3200万余円、執行率は86.6%となっております。10億円ほどの残額が生じておりますが、主なものとしましては、13の私立学校安全対策促進事業費補助、15の私立学校デジタル教育環境整備費補助でございます。私立学校安全対策促進事業費補助については、校舎等の耐震補強工事経費などの一部を補助するものでございますが、予算積算時の見込みより申請された建物の棟数が少なかったことなどにより、約3億600万円の残額が生じているものでございます。また、私立学校デジタル教育環境整備費補助については、高等学校、中学校、小学校におけるデジタル教育環境の整備に必要な経費の一部を補助するものですが、令和4年度から新たに開始した高等学校の1人1台端末の補助において、各学校における整備の方針や調達する端末の種類、価格等が異なる等もあり、約4億6900万円の残額が生じているものでございます。

次のページになりますが、その他補助は、先の経常費補助、運営費補助、施設・設備費等補助以外の補助ですが、20から25までの小計欄にありますように、予算現額153億2500万余円、執行率は97.1%となっております。

次に、2ページ中段辺りの保護者負担軽減でございますが、26から35までになります。こちらの合計額ですが、小計欄のとおり、予算現額1094億9400万余円、執行率は85.6%と

なっております。残額が発生しております主な事業は、26の私立高等学校等就学支援金、27の私立高等学校等特別奨学金補助ですが、いずれも対象となる生徒数が予算積算時の見込みよりも少なかったことなどによるものでございます。

最後に、2ページ下段を御覧ください。教職員の福利厚生等でございます。下から2段目、小計欄にありますとおり、予算現額61億7200万余円に対し、執行率は96.5%となっております。

以上、令和6年度の私立学校助成予算につきまして、基幹的補助であります経常費補助を中心に着実な執行に努めました結果、2ページ一番下の合計欄にありますとおり、全体で執行率93.2%となっているところでございます。

引き続きまして、報告事項資料2に移ります。「令和7年度私立学校助成予算一覧」でございます。

1ページから3ページにかけて、先ほどと同様の区分で一覧にしております。予算額の大きなものを中心に説明をさせていただきます。

まず、1ページに記載の学校運営に関する助成の経常費補助でございます。1から4までの高等学校、中学校、小学校、幼稚園の経常費補助は、私学助成の柱となる補助であることから、当審議会におきまして、毎年度その配分方針についてお諮りをしているものでございます。これら高、中、小学校の経常費補助については、公立学校の決算値を基礎に学校として必要な標準的運営費を算出しまして、その2分の1を補助額として予算を計上しております。これは私立学校も公立学校と同様に都民の公教育を担っておりますことから、公私間で一定のバランスを持って公費負担をしていくべきとの考え方に至っております。

なお、幼稚園につきましては、標準となるべき公立幼稚園が少ないという実情を踏まえまして、学校法人立幼稚園の決算値と公立教員に適用されている給料表を基に標準的運営費を算出し、同じくその2分の1を補助額として予算計上しております。

表の上段にありますように、高、中、小、幼稚園の予算額合計は1312億400万余円で、前年度比で約72億8600万円、率にして5.9%の増となっております。

次に、2ページ上段に記載の施設・設備等補助を御覧ください。15の私立学校デジタル教育環境整備費補助について御説明をいたします。令和6年度予算の執行状況でも御説明させていただきましたが、本補助は高、中、小学校におけるデジタル教育環境の整備に必要な経費の一部を補助するものでございまして、令和4年度からは高校の1人1台端末整備を促進するため、端末整備に関する補助を実施しております。今般の物価高騰に伴う端末価格の上昇に伴い、補助限度額を今年度からこれまでの6万円のところを7万円に引き上げまして、前年度比で約2億円の増額となる38億4000万余円となっております。

次に、学校運営に関する助成の予算額でございますが、2ページ下段の小計欄にございますように1613億700万余円で、前年度比で6.2%の増となっております。

次に、3ページを御覧ください。保護者負担軽減に関する助成でございます。27の私立

高等学校等特別奨学金補助ですが、都内に居住する都内及び都外の私立高等学校等に通う生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、国の就学支援金と合わせて都内私立高等学校の平均授業料まで助成するものでございます。29の私立中学校等特別奨学金補助ですが、こちらは都内に居住する都内及び都外の私立中学校等に通う生徒の保護者に授業料の一部を助成するものでございます。33の私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助ですが、こちらは都内区市町村が行う保護者負担軽減事業に対して経費の一部を補助するものでございまして、こちらは第1子無償化に伴い前年度比で19.3%の増となっております。

こうした保護者負担軽減に関する助成の予算額は、中段の小計欄にございますように1154億3900万余円で、前年度比で4.5%の増となっております。

最後に、教職員の福利厚生等に関する助成でございます。36から38まで3つの事業がございまして、全部で63億2700万余円となっております。

学校運営、保護者負担軽減、教職員の福利厚生等、全て合計いたしますと、3ページ一番下の合計欄にありますとおり、私学助成予算の全体で2830億7300万余円で、令和6年度予算額と比較いたしまして143億7500万余円、率にして5.4%の増となっております。

以上、令和6年度の執行状況と令和7年度予算措置の状況についての御報告でございました。

○荒井会長 報告ありがとうございました。

以上の令和6年度の予算の執行状況及び7年度の助成予算について、御意見や御質問などがありましたら、手を挙げてお知らせください。いかがでしょうか。

宮川委員、お願いします。

○宮川委員 宮川でございます。

2点質問申し上げます。

まず、1点目が、15番のデジタル環境整備の補助金の件ですが、かなり執行で余ってしまったという理由として、高校の端末の種類の問題があったと、あまりよく理解できなくて聞き漏らしてしまったので、もう一度具体的に説明をお願いしたいと思います。

そして、2点目、これはあまり本題ではないのですが、連携支援課の方が今日は御出席されているということでしたが、それは何番の予算に主に関連することなのか教えてください。

以上です。

○伊与私学振興課長 まず、1点目の御質問のところなのですが、先ほどの説明の中では各学校における整備の方針ですとか、調達する端末の種類、価格等が異なる等もあって残額が生じていると御説明したのですが、予算については全体一律の端末価格に基づき積算をしているのですが、実際には、各学校、保護者の方の購入する端末の価格がそれぞれ異なっております。こちらが想定していたよりも低い金額で購入されているものもございまして、全体で見たときに積算の金額よりも実際に補助に必要な経費が少なく済んだといったところでございます。

2点目の連携支援課のところでございますが、こちらは確認させていただいて、どの部分に含まれているかというところは、後日メール等で皆様にお知らせをさせていただければと存じます。恐れ入ります。

○宮川委員 2点目は承知しました。

1点目について追加で質問ですが、結果的に学校によって値段が違って余ってしまったということですが、にもかかわらず今回は2億円も増額して予算を計上されているというのは、理由をお聞かせいただければと思います。

○伊与私学振興課長 全体としてそういった状況なのですけれども、1台当たり補助額の上限は現状、先ほど申したように上限6万円というところでやっているのですけれども、実態として対象経費が6万円を超えている学校もあるため、そこを7万円ということでもまず上限の金額を上げさせていただいています。その上で、予算額を精査したところ、この金額になったというところがございます。各学校で入札などをされて、実際の金額は最終的にどうなるかというのはあるのですけれども、御申請いただいたときに補助に支障がないようにというところで、予算積算しているところがございます。

○宮川委員 分かりました。ありがとうございます。

○荒井会長 それでは、風間委員、お願いします。

○風間委員 風間ゆたかです。

冒頭「令和7年度私立学校経常費補助金の配分方針」のところの「目的」に「私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資することを目的とする」とありますが、今年度の助成一覧ということで報告がありましたけれども、これは基本的にこれを満たしていることを前提として補助をするという考え方なのか。または、学校として問題を抱えているとおぼしきところに対しても変わらずこの助成をしていくということなのかをお聞かせください。

○伊与私学振興課長 今の御質問の中で、資料の最初の経常費補助の配分方針の「目的」の部分について言及いただきました。先ほど申したような私立学校の教育条件の維持・向上と、児童、生徒等の修学上の経済的負担の軽減を図るということと、私立学校の経営の健全性を高めるという3つの目的があるとお話ししたところを言及いただいたところかと思えます。

補助金を何か学校で問題があるときにどうするのだというお話かと思えますけれども、補助金の経常費の要綱の中で、財務状況ですとか、公租公課の滞納だとか、一定の要件の下に減額規定がございます。基本的にはそうした規定にのっとって減額等の対応をしているといったところがございます。

以上になります。

○風間委員 ありがとうございます。

では、問題のある学校に対しては、東京都も行政指導をしていくというような、基本的には所轄庁である東京都がお金も出すけれども、それだけではなくしっかりと監督もして

いくよということがなされた上でないと、こういった公金を出していくことについては都民の理解も得られないことなのだと思いますけれども、その辺りは指導して改善が見られなければ、そういったこともしっかりと見極めていくという考え方なのかどうかを最後に確認させてください。

○荒井会長 近藤会長代理。

○近藤会長代理 近藤です。

私は今まで東京の私学の協会長を長年やっておりますけれども、その中ではそういった形で例えば補助金をカットするということは行われています。ですから、事柄によって要件に当てはまっている場合は例えば半分を減額するなどということも事柄によって経験はしています。

今までも法に触れたり悪いことをした場合にはしっかりと減額をしているということがありますので、もしそれに当てはまる学校であれば、そういう判断は私学部としてはされるのではないかと考えております。

○風間委員 最後に意見で、会長代理、ありがとうございました。

私の懸念点は、まさにこの「目的」ですね。私立学校の経営の健全性を高めて健全な発達に資するという事で、子供たちの学びの環境を整えていくことについて公金を出していくということで、都民の理解を得られるものだと思います。これが侵害されるようなことがあって、児童、生徒が不利益を被るようなことがあってはならないということで、しっかりと行政として、東京都が所轄庁であるならば、そういった指導も行っていくことで子供の学びの環境を整えていただきたいという観点から伺ったままでありますので、ぜひその辺はよろしくお願いします。ありがとうございました。

○荒井会長 ありがとうございました。

今の点については、私、冒頭の御挨拶の中で申し上げました。生徒の学習する権利を国公立の学校と一緒に支える、公共性を担保する、しかも自主性を担保しながら。したがって、そこで生徒の学習環境に関して検討すべき課題があるとすれば、当然それは検討されなくてはいけないと、一般的にはそういうことだと思います。ですので、この審議会における議論として、私学の経営を安定させ、保護者の負担を軽減させ、そして私学の教育条件を整備するという私立学校振興助成法の趣旨に合っているし、東京都の条例の趣旨とも重なるものと思って聞かせていただきました。ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、増田委員、お願いします。

○増田委員 東京新聞の増田です。

質問させてください。保護者負担軽減に関する助成が令和6年度の実績だと全体の小計で執行率85.6%とかなり少なめで、令和7年度予算だとプラスにされている。最近、物価高とかいろいろ言われている中で、令和6年度実績において、なぜこの助成が少なくて済んだのか、それともできなかったのか、そのあたりの背景と、それにもかかわらず今年度

はまた全体的にはプラスにされている背景、理由などを伺いたいと思います。

○岩下企画担当課長 企画担当の岩下でございます。私から回答させていただきます。

まず執行率に関する質問で、申請される方が少なかったのか、それとも渡すことができなかったのかという質問については、分析ができていないわけではございませんけれども、前者なのかと思っています。ここ数年、名目賃金が上がってございまして、それで例えば保護者負担軽減の中で大きな助成として私立高等学校等就学支援金というものがございしますが、こちらは所得制限が昨年度まではかかっていたのですね。その所得制限にかかってくる人が増えているのではないかというのは、担当の感覚としては思っているところです。

2つ目の質問としまして、にもかかわらずなぜ予算が増えているのかというところなわけですけれども、予算の大きく増えているところとしまして、27番の私立高等学校等特別奨学金補助というものがございまして、こちらなのですが、都内の私立高等学校の平均授業料と国の就学支援金の差額を東京都が助成するというものになるのですが、こちらの助成の上限額が変わっておりまして、令和6年度は上限額が48万4000円だったのですけれども、令和7年度は上限額が49万円に上がっております。その関係もございまして、大体43億円、前年度から増えておりまして、ここは非常に大きく出ており、令和6年度から令和7年度にかけての増減額の大宗を占めるという状況になってございます。

以上でよろしいでしょうか。

○増田委員 ありがとうございます。

適正な助成が引き続き行われるといいなと思っております。

以上です。

○荒井会長 それでは、龍円委員、お願いします。

○龍円委員 ありがとうございます。

初めての発言なので、ちょっと遅れてしまったのですけれども、先ほどの国際化推進補助の件で、質問ではないのですけれども、御意見をお伝えしたいと思いました。

文科省では探究的な学びみたいなものをこれからどんどん進めていこうというのもありまして、私学においてもそういった取組を進めているところだと思うのですが、こういった海外に行って先生方が見聞を広げてくると、そういった新たな探究的な学びだったり、私学ならではの独特な独自の学びみたいなものを深めていくきっかけにもなるのかと思いましたが、非常にいい補助だと先ほど言いそびれてしまったので、御意見としてお伝えしておきます。

夏休みなどの長期休暇の場合は、先方の留学先の学校も夏休みだったりする可能性もあつたりしますので、学期の途中などでも行けると本当はいいのかなどと思ったのですが、そうすると、代替りの教員の方を見つけるのが大変というのがありますので、あわせてそういったところの支援も必要なのかと感じましたので、御意見としてそれをお伝えしたいと思って発言させていただきました。ありがとうございます。

○荒井会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○伊与私学振興課長 会長、これまでの質疑の中で補足として回答させていただいてよろしいでしょうか。

○荒井会長 では、最後に補足をお願いします。

○伊与私学振興課長 先ほど宮川委員から連携支援課の予算のことを御質問いただいている、そのご回答ですけれども、奨学金返還支援事業等をやるというところで、事業内容としては、教員の先生から御申請をいただいて、先生が学生時代に借りた奨学金の2分の1を代理返還するというものなのですが、実際に奨学金の代理返還が始まるのが、事業としては令和8年度からを予定しておりまして、今年度はそれに向けた募集ですとか、そのシステムの構築などをやっていくことになっています。そういう意味では、今年度は事務費ということになりますので、今回の令和7年度の私学助成予算の中には計上されていない形になっています。ですから、令和8年度以降、実際に返還が始まって、その返還のための補助金の交付が出てきたときに、こちらの中のどこかに計上していく形になるかと思っております。ということで、お答えとしては計上されていないですということになります。

○宮川委員 よく分かりました。

○伊与私学振興課長 あと、増田先生に御質問いただいた件で補足なのですが、昨年度まで所得制限がかかっているという言いぶりだったかと思っただけなのですが、昨年度から所得制限を撤廃してございます。具体的に910万円以上を対象にしたりというところになるのですが、実際、例えば特別奨学金ですと、学校の中でも都民の方が対象ということで、他県から来ている方については対象外になっているところで、積算に当たってどのくらい他県の方がいるのかということだとか、910万円以上の所得の方がどのくらいいるのかということからは、正確なデータはこちらも把握できないので、ある程度見込みでやっているところがございます。その見込みの部分と実際に申請があつてどれくらいの方が対象になったというところのずれが生じたので、令和6年度については大分残が出たといったところがございます。

補足は以上でございます。

○増田委員 ありがとうございます。

○荒井会長 大事な補足の情報も入っていたと思います。ありがとうございます。

それでは、時間となりましたので、これで報告事項の質疑を終わらせていただきたいと思います。

今回、今のやり取りも含めてとても大事な意見が出されたと思います。都におかれましては、私立学校の振興に今後もしっかりと取り組んでいただくよう、私からもお願いをいたします。

以上で本日の議事内容は終わりました。

先ほど審議いただきました知事からの諮問事項に対する答申書が出来上がったようです。

ので、私からお渡しいたします。

また、事務局は答申書の画面への表示をお願いします。

ただいま答申書が表示されました。

令和7年度私立学校経費補助金の配分について、以下のとおり答申いたします。

(荒井会長より蜂谷次長へ答申書手交)

○荒井会長　ここで、蜂谷生活文化局次長から御挨拶がございます。

○蜂谷次長　ただいま、令和7年度の私立学校経常費補助金につきまして、答申をいただきました。

委員の皆様方には、お忙しい中、長時間にわたる御審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

ただいまいただきました答申に基づき、私立学校教育の振興に向けて適切な執行に努めてまいり所存でございます。

委員の皆様方には、今後とも東京都の私学行政に対しまして格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

○荒井会長　どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

委員の皆様には、長時間にわたり御審議いただき、ありがとうございました。

なお、議事録の取りまとめにつきましては、私と近藤会長代理に御一任いただくようお願いいたします。

それでは、本日の審議会を終わります。ありがとうございました。

午後4時43分閉会